

独立行政法人自動車事故対策機構の見直し

令和8年8月31日

国土交通省

第1 基本的な考え方

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、国土交通大臣が作成する被害者保護増進等計画に基づき、被害者の保護の増進及び自動車事故の発生防止に係る対策（被害者保護増進等事業）のうち、自動車事故による被害者及びその家族等を救済するため、療護施設の設置・運営、介護料の支給及び交通遺児等への育成資金の無利子貸付等からなる被害者援護業務を行うとともに、事業用自動車による輸送の安全の確保のため、法令で義務づけられている運行管理者に対する定期的な講習及び運転者に対する適性診断等の実施業務（以下「安全指導業務」という。）や、安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を実施している。機構は、これらの業務を一体的に実施することにより、安全・安心な車社会を実現する役割を担っている。また、令和7年度補正予算において、自動車安全特別会計から一般会計に繰り入れていた約5,741億円の全額繰戻しが実現し、被害者保護増進等事業の財政基盤が強化されたことから、機構には、被害者支援等の更なる充実を図ることが求められている。

他方、機構の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

1. 安全指導業務

安全指導業務が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国の自動車運送事業者に対し、全国一律かつ質の高い指導講習及び適性診断の受講・受診機会を確保するとともに、民間認定機関への支援を引き続き実施する。

貨物軽自動車運送事業者の増加、自家用車活用事業（以下「日本版ライドシェア」という。）の創設や外国人ドライバーの参入等、自動車運送事業における働き方や担い

手の多様化が進展する中、国が進める安全対策に的確に対応するため、e ラーニング方式による講習、遠隔カウンセリング、多言語対応等の DX を活用した取組を推進し、指導講習及び適性診断の受入体制を強化する。

【上記措置を講ずる理由】

全国の自動車運送事業者に対し、地方部を含め全国各地において効率的・効果的にサービスが行き渡るようにする必要があるところ、引き続き全国の自動車運送事業者に対して指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供することは、安全指導業務の実施機関として中心的な役割を果たしてきた機構の重要な業務である。

また、機構による民間参入支援の結果、認定機関数は着実に増加しているところである。今後もユニバーサルサービスを確保しつつ、安全指導業務の質の維持・向上を図る観点から、引き続き認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師・適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット（適性診断システム）提供などの支援を継続的に実施し、安全指導業務の裾野の拡大に努める必要がある。

さらに、電子商取引（EC）の拡大に伴う貨物軽自動車運送事業者の増加や、日本版ライドシェアの導入を踏まえ、国土交通省による安全対策の強化として、貨物軽自動車運送事業者に対しては、令和7年4月より貨物軽自動車安全管理者への講習の受講及び特定のドライバーに対する適性診断の受診が義務づけられているほか、日本版ライドシェアにおいては、令和6年4月より新たに自家用車ドライバーとして選任する者に対する適性診断の受診が義務づけられている。こうした制度改正等に伴い、受講・受診需要が拡大するとともに、特に貨物軽自動車運送事業者においては外国人ドライバーの参入など事業の担い手の多様化が進展していることから、e ラーニング方式による講習、遠隔カウンセリング及び多言語対応等を推進し、利用者の利便性向上と受入体制の強化を図ることが必要である。

2. 被害者援護業務

（1）療護施設の設置・運営等

引き続き、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的

な治療を提供するため、質の高い治療・看護の実施及び療護施設の周知徹底を図るほか、療護施設で得られた知見・成果について、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護に向けた支援を行う。

加えて、経年劣化が進む療護センターの老朽化対策については、現在進行中である千葉療護センターの建替えをはじめ、他の療護センターについても順次計画的に進めていく。また、これに併せて、リハビリテーションの充実等を図る。

さらに、現在、被害者やその家族が将来にわたり安心して療養・生活を継続できる環境の整備を求める切実な意見等を踏まえ、重度後遺障害者及びその介護者の高齢化等に伴う「介護者なき後」の課題に対応するため、「被害者保護増進等事業に関する検討会」（以下「検討会」という。）において議論が進められている。今後、検討会でとりまとめが行われた後に、国土交通大臣が作成する次期「被害者保護増進等計画」（以下「次期計画」という。）を踏まえ、必要な取組を円滑かつ着実に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

自動車事故による遷延性意識障害者を専門に治療・看護する全国唯一の専門病院として、昭和 59 年 2 月の千葉療護センター開設以来、令和 7 年度末までに療護施設全体で累計 2,120 名の患者を受け入れてきた。そのうち 565 名が運動機能や認知機能等の改善により遷延性意識障害からの脱却を果たしており、これは全体の約 27%に相当する。また、脱却には至らなかった患者の多くについても、機能改善や症状の安定化などの治療効果が認められており、療護施設は大きな成果を上げている。今後も質の高い治療・看護を実施する療護施設を運営していく必要がある。

開院後 40 年以上経過し、経年劣化が著しい千葉療護センターをはじめとした療護センターの老朽化対策についても、今後計画的な老朽化対策を進める必要がある。また、自動車事故被害者団体等からリハビリテーションに対する要望が多く寄せられていることを踏まえ、リハビリテーションの充実等を進めていく必要がある。

さらに、社会問題化している「介護者なき後」の課題について、今後、国土交通大臣が作成する次期計画を踏まえた必要な取組を着実に実施する必要がある。

(2) 介護料の支給

引き続き、重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行

う。

また、現在、介護料受給者及びその介護者のニーズを踏まえ、検討会において、介護料の支給のあり方について議論が進められている。今後、検討会でとりまとめが行われた後に、国土交通大臣が作成する次期計画を踏まえ、必要な取組を円滑かつ着実に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

介護料の支給は、自動車事故における被害者の自動車損害賠償責任保険制度による保険金や一時金として支払われる損害賠償金だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故被害者の保護の増進を図るものであり、引き続き適切に実施する必要がある。

また、今後、国土交通大臣が作成する次期計画を踏まえた必要な取組を着実に実施する必要がある。

(3) 相談対応・情報提供等の充実

介護料受給者及びその家族への精神的なケアや相談対応、情報提供を目的とする訪問支援については、介護料受給者のニーズを踏まえ、引き続き対面方式とリモート方式を併用して実施するほか、介護料受給者支援システム等を活用し、介護料受給者の利便性向上を図るとともに、訪問支援結果の整理・分析等を通じて、受給者の声を反映させる等、支援内容の一層の質的向上を図る。

地方公共団体、障害者福祉関係団体や当事者団体等との連携を図ることで、自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるとともに、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化及び情報提供の充実を図る。

また、相談支援実施団体への支援を通じて同じ悩みや経験を有する当事者による相談体制の充実を図るとともに、自動車事故被害者をそのニーズに応じた多様な社会資源につなぐための支援ネットワークの構築に取り組む。

自動車事故被害者が必要とするタイミングで支援を享受できるよう、機構の支援に至るまでの経路の分析を進めるとともに、地方公共団体、警察、医療機関等との連携強化を通じて、アウトリーチ及び広報活動の充実を図る。

【上記措置を講ずる理由】

機構では、介護料の支給による経済的支援に加え、介護料受給者宅への訪問やリモートによる相談対応、情報提供等を行う訪問支援を実施しており、自動車事故被害者及びその家族から高い評価を得ている。

今後も、自動車事故被害者を経済的・精神的両面から支えるため、介護料の支給と訪問支援を一体的に実施するとともに、令和7年度に機能強化を図った介護料受給者支援システム等を活用し、利用者ニーズの把握・分析及び支援内容の改善を進めることにより、支援の質の向上を図る必要がある。

支援制度や相談窓口に関する問い合わせのほか、複数の課題を抱える相談が多く寄せられていることから、関係機関との連携を強化し、相談支援機能の向上や社会資源への橋渡し機能の充実を図る必要がある。

また、自動車事故被害者やその家族、遺族が抱える課題は多岐にわたることから、機構のみでその全てに対応することは困難であるため、国土交通省が指定する相談支援実施団体を通じた支援の更なる充実を図るほか、自動車事故被害者をそのニーズに応じた多様な社会資源につなぐためのネットワークを構築していくことも必要である。

さらに、現状の課題として、自動車事故発生から機構による支援につながるまでに相当の期間を要している事例も散見されることから、自動車事故被害者が必要な時期に必要な情報を得て、適切な支援につながるができるような環境を整備する必要がある。

(4) 交通遺児等への生活資金の貸付け等

引き続き、交通遺児等に対して生活資金の貸付けを行うとともに、交通遺児等同士の交流を促進するための「友の会の集い」や「友の会コンテスト」の開催、交通遺児家族等同士の交流を促進するための「保護者交流会」の開催といった精神的な支援により、交通遺児等の健全な育成を図るほか、債権管理・回収の一層の強化を図る。

交通遺児、遺族等のニーズの把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、支援内容の充実について検討を行う。

また、現在、生活上や精神上の様々な困難を抱える遺児や遺族に対する支援を求める意見等を踏まえ、検討会において、交通遺児等に対する支援のあり方について議論

が進められている。今後、検討会でとりまとめが行われた後に、国土交通大臣が作成する次期計画を踏まえ、必要な取組を円滑かつ着実に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

交通遺児等への生活資金の貸付けは、機構以外に実施している法人はなく、生活困窮に陥っている家族等のセーフティネットの役割を果たしている。

また、経済的支援のみならず、精神的に孤立しがちな自動車事故被害者家族等にとって欠かせない精神的支援についても併せて実施することで、多くの自動車事故被害者からも高い評価を受けている。今後も利用者ニーズを的確に把握して改善しながら支援していく必要がある。

今後、国土交通大臣が作成する次期計画を踏まえた必要な取組を着実に実施する必要がある。

3. 自動車アセスメント情報提供業務

自動車の衝突安全性能、予防安全性能及び事故自動通報システム並びにチャイルドシートの安全性能について試験及び評価を実施するとともに、評価結果について、自動車ユーザーにとってより有用な情報提供となるよう、評価結果の効果的な発信に取り組む。

「自動車アセスメント評価検討会」において示されたロードマップに基づき、新たに導入又は変更が予定されている評価項目について着実な対応を行うとともに、技術進展や事故実態の変化を踏まえたロードマップの策定等に係る検討において、試験・評価を通じて蓄積した知見を活用し、積極的に貢献する。

全国の 50 支所を活用した広報活動を継続し、自動車ユーザーに対する自動車アセスメント情報の認知度向上及び利用促進を図る。

【上記措置を講ずる理由】

自動車アセスメントは、自動車事故の防止及び事故被害の軽減を目的として、ユーザーがより安全な自動車を選択できるよう、自動車の安全性能に関する評価を行い、その結果を比較情報等として公表するものであり、安全な自動車の普及に不可欠な取組である。本事業の評価対象である衝突被害軽減ブレーキ等の装置については、「車両

安全対策検討会」において、死者数及び重傷者数の削減効果が示されているところであり、本事業はこうした安全技術の普及を促進する重要な車両安全対策の一つとなっている。

さらに、近年、自動車安全技術は急速に高度化しており、自動車アセスメントロードマップにおいても、様々な評価項目等の拡充が示されていることから、新たな評価への着実な対応を進めていく必要がある。また、技術進展や事故実態の変化を踏まえた評価項目及び評価手法の検討が求められていることから、試験・評価を通じて蓄積した機構の知見を活用し、今後の評価制度やロードマップの検討に積極的に貢献していく必要がある。

加えて、自動車アセスメントの評価結果がユーザーによる安全な自動車の選択に活用されるとともに、自動車メーカーによる安全技術開発の促進につながるよう、効果的な情報発信及び広報活動を通じて、その周知及び活用を促進する必要がある。

第3 組織の見直し

(1) 組織形態の見直し

安全指導業務におけるユニバーサルサービスを確保するとともに、自動車事故被害者等への支援の充実、自動車ユーザーによる安全な自動車の選択のための取組を実施するため、自動車事故発生の防止と被害者保護の増進による安全・安心・快適な車社会を実現するために必要な組織体制の整備等を図りながら、機構に第1の役割を担わせる。

(2) 組織体制の整備

引き続き、安全指導業務、被害者援護業務、自動車アセスメント情報提供業務を一体的に実施するために必要な組織体制について不断の見直しを行う。

(3) 支部事業所等の見直し

安全指導業務は全国の自動車運送事業者に対する輸送の安全確保のための指導等、被害者援護業務は全国の重度後遺障害者等に対する支援、自動車アセスメント情報提供業務は全国の自動車ユーザーに周知を図ることが必要であるため、引き続き、全国50支所の体制を最大限活用していく。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

1. 業務運営体制の整備

（1）管理運営の効率化

これまで、各業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努める。

（2）内部統制の向上

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、引き続き、コンプライアンスの推進及びリスク管理の徹底等による内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、将来を担う人材の育成の強化を図る。

（3）情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

（4）電子化の推進

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化を推進する。

2. 財務内容の改善

（1）保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

（2）調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日

総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

一般競争入札を原則としつつも、随意契約によることができるとある事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

（３）給与水準の適正化

引き続き、給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取り扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

（４）中期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

３．広報活動の強化

引き続き、機構の全国組織を活用し、関係機関団体との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に情報発信を行う。また、SNS を活用した情報発信の充実及び各種メディアの積極的な活用を一層推進し、広報活動の強化を図る。

上記１．～３．のほか、既往の閣議決定等に応じた政府方針に基づく取組について、着実に実施する。